

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り
たるときは、その翌日)

目 次

◇ 告 示 字の区域の変更(地方課)

土地改良法による換地処分(農村整備課)

告 示

鳥取県告示第七十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、智頭町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による智頭地区第二工区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成二年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する
字の名称

同上の区域(平成元年五月二十一日現在の地番による。)

大字山根字穂見口

大字山根字穂見口のうち六七四、六七五の六、六七六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字山根字トノ畑ケ

大字山根字トノ畑ケのうち八四四の二以外の区域

大字穂見字ツエノ下

大字穂見字ツエノ下のうち一一の一の一部、一二から一五までの一部、二二の一部、二六の一部、二七の一部、二八、三〇の一の一部、三二の一から三三の四までの一部、三三の一から三三の三まで、三四の一部、三五の一の一部、三五の二の一部、三六の一、三六の二、三七及びこれらと一体をなす国有地並びに二九、三〇の一、三二の三、三四と一体をなす国有地の一部以外の区域

大字穂見字中田六六八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字山根字穂見口六七四、六七五の六、六七六の二及びこれらと一体をなす国有地
大字山根字トノ畑ケ八四四の二

大字穂見字真コモノ前

大字穂見字ツエノ下三二の一の一部、三二の二の一部、三二の四の一部、三三の一から三三の三まで、三六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三二の三と一体をなす国有地の一部
大字穂見字真コモノ前のうち五二の一の一部、五二の三の一部、五三の一部、五四の一部、六〇の二の一部、六〇の

大字穂見字龍佛	三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五七と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字穂見字龍佛六八から七〇までの一部 大字穂見字懸上り六〇七の一部、六〇九の一部
大字穂見字真コモノ前六〇の二の一部、六〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字穂見字龍佛のうち六八、六九から七二までの一部以外の区域	大字穂見字正ノ田のうち二四四の五、二五九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字穂見字小谷 口	大字穂見字正ノ田二五九の二の一部及びこれと一体をなす国有地 大字穂見字小谷口のうち二六〇の一部、二六一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字穂見字高畔二七一の一部、二七二の一部、二七三の一部、二八二から二八四までの一部、二八五の一部、二八五の二、二八六及びこれらと一体をなす国有地 大字穂見字タハ二八七から二九一まで、二九二の一、二九三の三及びこれらと一体をなす国有地 大字穂見字老ヶ谷二九五の一の一部及びこれと一体をなす国有地 大字穂見字奥皆地三三二の一部
大字穂見字高畔	大字穂見字正ノ田二四四の五、二五九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字穂見字小谷口二六〇の一部、二六一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字穂見字高畔のうち二七一の一部、二七二の一部、二七三の一部、二七九の三の一部、二八〇から二八四まで
大字穂見字タハ	の二の一部、二八五の二の一部、二八五の三、二八六及びこれらと一体をなす国有地並びに二七九の四と一体をなす国有地以外の区域 大字穂見字奥皆地三三二の一部
大字穂見字老ヶ谷	大字穂見字タハのうち二八七から二九一まで、二九二の一、二九三の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字穂見字老ヶ谷のうち二九五の一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 大字穂見字奥皆地三三二の一部、三四二の一の一部
大字穂見字奥皆地	大字穂見字高畔二七九の三の一部、二八〇から二八二までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二七九の四と一体をなす国有地 大字穂見字奥皆地のうち三三二の一部、三四二の一の一部以外の区域 大字穂見字深谷四七六の一と一体をなす国有地の一部
大字穂見字深谷	大字穂見字深谷のうち四七六の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字穂見字ダイノ田	大字穂見字ダイノ田の全域 大字穂見字懸上り六一〇の二の一部、六一〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字穂見字中田六五七、六五八の一部、六五九の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六六〇と一体をなす国有地の一部
大字穂見字懸上り	大字穂見字ツェノ下三二の三の一部、三五の一の一部、三五の二の一部、三六の一の一部、三六の二、三七及びこれらと一体をなす国有地

<p>大字穂見字真コモノ前五二の二の一部、五二の三の一部、五三の一部、五四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五七と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字穂見字龍佛六八から七二までの一部</p> <p>大字穂見字懸上りのうち六〇七の一部、六〇九の一部、六一〇の二の一部、六一〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字穂見字中田六五八の一部、六五九の一から六五九の三まで、六五九の四の一部、六五九の五、六六〇から六六二まで、六六三の一、六六三の三、六六四、六六八の二の一部、六六八の二、六六八の三及びこれらと一体をなす国有地並びに六六〇と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字穂見字柿木ノ内の全域</p> <p>大字穂見字大塚谷六三九から六四一まで及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字穂見字大塚谷のうち六三九から六四一まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字穂見字中田</p> <p>大字穂見字ツエノ下一一の二の一部、一二から一五までの一部、二二の一部、二六の一部、二七の一部、二八、三〇の二の一部、三四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二九、三〇の二、三四と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字穂見字中田のうち六五七、六五八、六五九の一から六五九の五まで、六六〇から六六二まで、六六三の一、六六三の三、六六四、六六八の二の一部、六六八の二、六六八の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字埴師字高下</p> <p>大字埴師字高下のうち一一五の二の一部、一二〇の二の一部、一三三の二の一部、一三三の三の一部、一三四の二の一部、一三四の三の一部、一三三の四の一部、一三五、一三六、一三七の二の一部、一三八の一部、一三九、一三九の二、一三九の三、一四〇の二</p>
<p>大字埴師字高下</p> <p>部、一四一の二の一部、一四二、一四三の二、一四三の三の二、一四四の二の一部、一四四の三、一四五の二の一部、一四五の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字埴師字高下坂一四六の一部</p>	<p>大字埴師字高下</p> <p>大字埴師字高下一一五の二の一部、一四五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字埴師字高下坂のうち一四六の一部、一四七の一部、一六二の二の一部、一六三の二の一部、一六三の三の一部、一六六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一六五の二、一六五の三、一六七と一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字埴師字上エ田一六九の二の一部、一六九の三、一七〇の二から一七〇の五まで、一七一、一七二の二、一七二の三、一七二の四、一七三の二の一部、一七三の三の一部、一七三の四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字埴師字宮山三二九の二の一部、三二九の三の一部、三二九の四の一部、三二九の五の一部、三三〇の二の一部、三三〇の三の一部、三三〇の四の一部、三三〇の五の一部、三三一、三三二の二、三三二の三、三三三から三三五まで及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字埴師字四反田三三九の二から三三九の三までの一部</p>	<p>大字埴師字上エ田</p> <p>大字埴師字高下坂一六二の二の一部、一六三の二の一部、一六三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一六二と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字埴師字上エ田のうち一六九の二から一六九の三まで、一七〇の二から一七〇の五まで、一七一、一七二の二、一七二の三、一七二の四、一七三の二の一部、一七三の三の一部、一七三の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字埴師字山根一九一の二、一九二の四、一九三の二、一九四の四の一部</p> <p>大字埴師字カケ上リ二一五の三の一部、二二〇の二の一部、二二〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二二二、二二三、二二四</p>	<p>大字埴師字高下</p> <p>部、一四一の二の一部、一四二、一四三の二、一四三の三の二、一四四の二の一部、一四四の三、一四五の二の一部、一四五の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字埴師字高下坂一四六の一部</p>	

<p>合併、二一五の二と一体をなす国有地の一部 大字埴師字宮山下モ平一二三九の四</p>	<p>大字埴師字山根 大字埴師字高下坂一六二の一部及びこれと一体をなす国有地の一部 大字埴師字上エ田一七九の一部及びこれと一体をなす国有地 大字埴師字山根のうち一九一の二、一九二の四、一九三の一、一九四の四の一部</p>	<p>大字埴師字カケ上り 大字埴師字上エ田一八五の一の一部 大字埴師字カケ上りのうち二二五の三の一部、二二〇の一部、二二一の一部、二二二の一部、二二二の二の一部、二二四の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二二三(四)合併、二一五の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字埴師字宮ノ下 大字埴師字カケ上り二二二の一の一部、二二二の二の一部、二二四の四の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字埴師字宮ノ下二四七、二四七の一、二四八の一、二四八の二の一部、二四八次一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字埴師字宮ノ尻り 大字埴師字宮ノ下二四八の二の一部、二四八の三、二四八次一の一部、二四九、二五〇、二五〇の一、二五一、二五一の一、二五二の一から二五二の三まで、二五三の一及びこれらと一体をなす国有地 大字埴師字宮ノ尻りの全域</p>	<p>大字埴師字宮山 大字埴師字宮山のうち三二八の二、三二八の三、三二九の一、三二九の二、三二九の四から三二九の六まで、三三一、三三二の一、三三二の二、三三三から三三五まで及びこれ</p>
<p>らと一体をなす国有地並びに三二一、三二二、三二七、三二八の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字埴師字四反田 大字埴師字高下坂一六五の二、一六五の四、一六七と一体をなす国有地の一部 大字埴師字上エ田一六九の一の一部 大字埴師字宮山三二八の二、三二八の三、三二九の一の一部、三二九の二の一部、三二九の四の一部、三二九の五の一部、三二九の六及びこれらと一体をなす国有地並びに三二一、三二二、三二七、三二八の一と一体をなす国有地の一部 大字埴師字四反田のうち三三九の一から三三九の三までの一部、三四二の一の一部、三四三の一の一部、三四六(三四七)合併の一部、三四九の一部、三五二の三、三五三の一以外の区域</p>	<p>大字埴師字田中 大字埴師字高下三三三の一部、一三三次一の一部、一三四の一部、一三四の一、一三四の二、一三五、一三六、一三七の一部、一三八の一部、一三九、一三九の一、一三九次一、一四〇の一部、一四一の一部、一四二、一四三の一、一四三の二、一四四の一の一部、一四四の二、一四五の一部、一四五の一及びこれらと一体をなす国有地 大字埴師字高下坂一四六の一部、一四七の一部、一六六の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字埴師字四反田三三九の二の一部、三三九の三の一部、三四二の一の一部、三四三の一の一部、三四六(三四七)合併の一部、三四八(三四九)の一部 大字埴師字田中のうち三八六の一部、三八七の一部、三八七の一の一部、三八九の一部、三九〇、三九二の一部、三九二の一の一部、三九三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>			

<p>大字埴師字岡ノ上</p>	<p>有地以外の区域 大字埴師字岡ノ上三九四、三九五の一部、三九五の一、三九六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字埴師字服巻田</p>	<p>大字埴師字田中三八六の一部、三八七の一部、三八七の一の一部、三九二の一部、三九三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字埴師字岡ノ上のうち三九四、三九五の一部、三九五の一、三九六の一部、三九八の二の一部、三九八の三の一部、四〇一の一部、四〇二、四〇三の一、四〇四の一、四〇四の二、四〇四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字埴師字服巻田四〇六の二の一部</p>
<p>大字埴師字荒神堂</p>	<p>大字埴師字田中三八九の一部、三九〇、三九二の一部、三九二の一の一部、三九三の一部 大字埴師字岡ノ上三九八の二の一部、三九八の三の一部、四〇一の一部、四〇二、四〇三の一、四〇四の一、四〇四の二、四〇四の二及びこれらと一体をなす国有地 大字埴師字荒神堂のうち四〇六の二の一部、四一〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字埴師字荒神堂四一二の一部、四一七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字埴師字天木竹ヶ鼻</p>	<p>大字埴師字服巻田四一〇の一の一部及びこれと一体をなす国有地 大字埴師字荒神堂のうち四一二の一部、四一七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字埴師字天木竹ヶ鼻のうち四五七の一、四六七の三及びこれらと一体をなす国有地並びに四五七と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

<p>大字埴師字天木河原</p>	<p>大字埴師字天木竹ヶ鼻四五七の一、四六七の三及びこれらと一体をなす国有地並びに四五七と一体をなす国有地の一部 大字埴師字天木河原のうち四九六の一部、四九六の二の一部、四九六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字埴師字宮田河原</p>	<p>大字埴師字天木河原四九六の一部、四九六の二の一部、四九六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字埴師字宮田河原の全域</p>
<p>大字埴師字ムカエ</p>	<p>大字埴師字四反田三五二の三、三五三の一 大字埴師字ムカエのうち八八三の一の一部、八八三の二の一部、八八五の一部、八八五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八八九の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字埴師字スナタメ九一〇の一部、九一一の一部</p>
<p>大字埴師字芦谷</p>	<p>大字埴師字芦谷のうち八九七の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字埴師字スナタメ</p>	<p>大字埴師字ムカエ八八三の一の一部、八八三の二の一部、八八五の一部、八八五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八八九の一と一体をなす国有地の一部 大字埴師字芦谷八九七の一と一体をなす国有地の一部 大字埴師字スナタメのうち九一〇の一部、九一一の一部、九一九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字埴師字木戸口九二四の一の一部、九二五の一部、九二七の六及びこれらと一体をなす国有地</p>

大字埴師字木戸

大字埴師字スナタメ九一九の一部及びこれと一体をなす国
有地

大字埴師字木戸口のうち九二四の一の一部、九二五の一部、
九二七の六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字埴師字宮山
下モ平

大字埴師字宮山下モ平のうち一二三九の四以外の区域

鳥取県告示第百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の
規定に基づき、県営土地改良事業に係る智頭地区第二工区の換地処分を行
ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定によ
り告示する。

平成二年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月千八百五十円（送料を含む。）】